

ご加入要綱 重病克服支援制度

保険期間	1年間(2024年3月1日～2025年2月28日)で以後毎年更新します。
保険金のお支払い	死亡(保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障がい保険金は加入日(※)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障がい状態になられたときにお支払いします。 (※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 ※高度障がい状態または身体障がいの程度が加入日(※)以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 (※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

高度障がい

①両眼の視力を全く永久に失ったとき ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき ③中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障がいを発し、終身重度介護を要するとき ④上肢または、手関節以上で失ったかまたは永久に失ったときを全く永久に失ったとき ⑤両下肢または、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき ⑥上肢を手関節以上で失いかつ、かつ、下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき ⑦上肢の用を全く永久に失いかつ、かつ、下肢を足関節以上で失ったとき

※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その他始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれも自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

掛金の払込み	掛金は毎月の給与から控除します。(初回は3月分給与より)
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。昨年度と同じ保険金額で継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。また申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額で継続となります。
自動更新の取扱い	保険期間満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が79歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。 ※更新後のご契約の保険期間は1年です。 ※更新後の掛金は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

【ご参考】66歳～79歳の月間掛金は下記の通りとなります。

年齢	100万円				200万円				300万円			
	主契約	特約利率	特約利率	合計	主契約	特約利率	特約利率	合計	主契約	特約利率	特約利率	合計
66→70歳	4,874	2,115	3,48	7,337	9,746	4,230	696	14,674	14,622	6,345	1,044	22,011
71歳	6,122	2,605	415	9,142	12,244	5,210	830	18,264	18,366	7,815	1,245	27,426
72歳	6,611	2,769	439	9,830	13,222	5,560	878	19,650	19,833	8,340	1,317	29,489
73歳	7,141	2,950	461	10,552	14,282	5,930	922	21,134	21,423	8,950	1,383	31,856
74歳	7,727	3,130	484	11,341	15,454	6,262	968	22,682	23,161	9,390	1,452	34,023
75歳	8,363	3,255	507	12,145	16,766	6,610	1,014	24,290	25,149	9,765	1,521	36,435
76歳	9,116	3,380	528	13,024	18,232	6,760	1,056	26,048	27,048	10,140	1,584	38,972
77歳	9,937	3,505	545	13,982	19,874	7,000	1,090	27,964	29,811	10,500	1,636	41,466
78歳	10,846	3,615	560	15,021	21,692	7,230	1,120	30,042	32,538	10,845	1,680	45,063
79歳	11,851	3,750	577	16,178	23,702	7,500	1,154	32,356	35,553	11,250	1,731	48,534

年齢	100万円				200万円				300万円			
	主契約	特約利率	特約利率	合計	主契約	特約利率	特約利率	合計	主契約	特約利率	特約利率	合計
66→70歳	2,234	1,275	1,81	3,750	4,598	2,550	362	7,500	6,882	3,825	543	11,250
71歳	2,836	1,450	198	4,484	5,672	2,900	396	8,968	8,508	4,360	594	13,462
72歳	3,110	1,505	205	4,820	6,220	3,010	410	9,640	9,300	4,515	615	14,460
73歳	3,412	1,565	212	5,189	6,824	3,130	424	10,378	10,236	4,665	636	15,567
74歳	3,727	1,620	219	5,566	7,454	3,240	438	11,132	11,811	4,860	657	16,698
75歳	4,066	1,710	227	5,993	8,112	3,420	454	11,980	12,168	5,130	681	17,979
76歳	4,435	1,810	233	6,438	8,790	3,620	466	12,876	13,185	5,430	699	19,314
77歳	4,757	1,915	241	6,913	9,514	3,820	482	13,828	14,271	5,745	723	20,739
78歳	5,131	2,040	248	7,449	10,322	4,080	496	14,898	15,483	6,120	744	22,347
79歳	5,618	2,165	256	8,039	11,236	4,330	512	16,078	16,854	6,495	768	24,117

※特約③は7大疾病保障特約、特約②はがん・上皮内新生物保障特約となります。

リビング・ニーズ特約

【保険金のお支払事由について】

- ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるときは、ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます)を満了前1年間は、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。※保障期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であくまでご請求できます。
- 死亡保険金の全部をお支払いした場合に、ご契約は請求日に消滅します。
- 余命6か月以内とは、ご請求の際、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。(1)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合(2)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡した場合

【ご請求について】

- ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求した際に指定保険金額の範囲を超えて3,000万円を超過したときは、その超過部分については、特約による保険金のお支払いはできません。
- 死亡(保険金額)は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求における「無指定疾病保障定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。
- この特約による保険金のご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求しただけに特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてのご契約による保険金をご請求いただけます。
- ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師の確認を求める場合があります。

【お支払金額について】

●ご請求からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分間の指定保険金額に対する保険料の増価を差し引いた金額をお支払します。(ただし、ご請求から6か月以内はこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の年齢の保険料率に基づいて計算し、更新時の年齢の保険料を差し引きます。)

【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】

- ごさいのすけにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。
- (1)被保険者の自殺行為または犯罪行為によること(2)契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によること(3)戦争その他の変乱によること
- この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金をお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

お支払いできない場合について(解除・免責等)

- 次のような場合は、保険金のお支払いはできません。(すでにお支払いご契約いただいた保険料についてもお返しできません)。
 - 告知していた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対する部分告知義務違反により解除となったとき
 - 契約者、被保険者または受益人が保険金を詐する目的で事故故意またはときや暴力関係傷害、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対する部分告知解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が有効したとき
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対する部分告知取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対する部分告知取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得行為があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者またはご契約が無効となったとき
1. 死亡保険金について
- ①加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によること(ただし、精神の障がいによって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなど、死亡保険金をお支払いする場合があります。)
 - ②契約者の故意によること③死亡保険金受取人の故意によること④戦争その他の変乱によること(ただし、その程度により全部または削減してお支払いすることとなります。)
 - (※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

2. 高度障がい保険金について

- ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によること②契約者の故意または重大な過失によること③被保険者の故意または重大な過失によること④戦争その他の変乱によること(ただし、その程度により全部または削減してお支払いすることがあります。)

厚生年金グループ保険

重病克服支援制度

ハイブリッド積立

団体総合生活補償保険(医療型)

団体総合生活補償保険(傷害型)

団体介護保険

すまいる給付補償保険

税法上の取扱い

保 険 料: 保険料(掛金・制度運営費)の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
保 険 金: 本人の死亡(保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です)。
死 亡 保 険 金: 本人の死亡(保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です)。
※ただし受益人が法定相続人に該当する場合です。
●本人が受取る賠償金の死亡保険金は、一時所得として課税されます。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。

高度障がい保険金：非課税です。
特定疾病保険金：非課税です。
7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金：非課税です。
税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

代理請求特約[Y]について

代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類を他所定の書類を提出し、被保険者が代わって保険金を請求することができます。
(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで重たい状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
●指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちいずれかの方となります。
1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。
ア、上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
イ、被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)
*指定代理請求者は、保険金のご請求時指定代理請求者や、成年被後見人・破産者で債権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人から指定代理請求者でもできません。
●保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
●死亡(保険金額)は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求における「無指定疾病保障定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。
●お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
●保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その重複して保険金をご請求しいたいてもお支払いできません。ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせ合致があったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
●指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者からお支払いの事実などを知られることがあります。
●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のおしり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

年金払について

- 1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)
- 2. 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します
- 3. 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
- 4. 年金のお支払い ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- 5. 年金のお支払日 ●年金受取人へのお支払いは、毎月1回、2回、4回受取りのいずれかです。
- 年金のお支払日は、年金支払月の当日(15日)です。
- 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
- 配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部
●ただし、年金年齢が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
- この制度は、保険金の受取人が主契約の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が支払したご契約にたいして「年金保険料」の一時的に保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

ご契約の詳細

●ご契約の詳細は「ご契約のおしり 約款」に記載されています。
【ご契約のおしり 約款(記載事項の例)】 ●お申込の撤回(クーリング・オフ)について ●解約と戻戻金について ●健康状態等の告知義務について ●契約内容の変更等について ●保険金等をお支払いできない場合について ●生命保険契約者保護機構について ●お取扱いできない事項の例 ●保険期間中の保障額の増額・減額はできません ●保険期間の変更はできません ●掛金の払込方法の変更はできません。なお、主契約ホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。

掛金のお支払方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。
*この保険には満期保険金はありません。 *この保険には自動振替貸付制度はありません。 *現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいしません。

保険会社からのお願い<ご注意>

- (保険金のご請求について) ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金を請求する権利、お支払事由が発生してから3年間に請求が限ると、消滅しますのでご注意ください。
- 請求があった場合、引受会社が必要と認められたときは医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

(ご注:ご家族の異動、受取人の変更等について)

- ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡(保険金受取人の変更等)の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡(保険金受取人)を変更することはできません。
- 死亡(保険金受取人)の変更は、保険契約者を經由して引受会社にご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合に、お支払日(変更後の受取人から)ご請求をうけて保険金をお支払いの保険契約者に対する担当(生命保険募集人)は、お受さまと当社の保険契約締結の媒介を行う中で、保険契約締結の代理権はあません。したがって、保険契約金をお支払いの保険契約者のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

この制度は生命保険会社と締結した7大疾病保障特約付、リビング・ニーズ特約付代理請求特約[Y]付集団無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運用します。
●当社は相互会社であり、ご契約者が社員(補償員)として会社の運営に参与する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金(分配のある保険契約)のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利や、社員が有する権利はありません。

個人情報の取扱について 個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます)を取り扱い、契約者が保険金を締結する生命保険会社(共同親会社)を含みます。(以下同じ。)

●提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報や、本保険の事務手続きでの使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報をご各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金のお支払い、子会社・関連会社等を含む各種商品・サービスの案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの実現、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社上記目的の範囲内で提供します。なお、個人情報に関する変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれと同一に準じ個人情報取り扱いされます。

記の引受保険会社は、今後、変更等場合がありますが、その場合、個人情報に変更後の引受保険会社に提供されます。
(注)保健医療情報の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行期間および、業務の適切な運営の確保その他必要と認められた目的利用目的が限定されています。なお、事務執行等に必要となる個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/)をご参照ください。

～死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください～
指定された死亡(保険金額)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあつては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

引受会社 明治安田生命保険相互会社 関西司法法人 法人営業第一部

〒651-0086 神戸市中央区磯上通8-3-5 明治安田生命神戸ビル5F TEL078-252-2270 MY-A-23(特疾)-005793